（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第五条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （旧国民年金法による年金たる給付の裁定及び届出等） **第八条**　旧国民年金法による年金たる給付に関する請求、届出その他の手続については、旧国民年金法施行規則第十六条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条、第二十一条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第二十二条から第二十八条まで、第三十条、第三十一条、第三十二条から第三十四条の二まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条、第六十条の三から第六十条の五まで、第六十条の七、第六十条の八、第六十四条（第二項を除く。）、第六十五条第一項、第二項及び第六項、第六十六条、第八十四条第一項及び第三項、第八十五条、第八十六条（第二項を除く。）並びに様式第三号の規定は、なおその効力を有する。 この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	**附　則** （旧国民年金法による年金たる給付の裁定及び届出等） **第八条**　旧国民年金法による年金たる給付に関する請求、届出その他の手続については、旧国民年金法施行規則第十六条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条、第二十一条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第二十二条から第二十八条まで、第三十条、第三十一条、第三十二条から第三十四条の二まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条、第六十条の三から第六十条の五まで、第六十条の七、第六十条の八、第六十四条（第二項を除く。）、第六十五条第一項、第二項及び第六項、第六十六条、第八十四条第一項及び第三項、第八十五条、第八十六条（第二項を除く。）並びに様式第三号の規定は、なおその効力を有する。 この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十六条第一項第二号	国民年金手帳の記号番号	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）
（略）	（略）	（略）
第十六条第二項第一号、第十六条の二及び第二十八条第二項第一号	国民年金手帳	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
（略）	（略）	（略）
第十六条第二項第四号及び第二十八条第二項第三号	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
第十六条第一項第二号	国民年金手帳の記号番号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）
（略）	（略）	（略）
第十六条第二項第一号及び第二十八条第二項第一号	国民年金手帳	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
（略）	（略）	（略）
第十六条第二項第四号及び第二十八条第二項第三号	（略）	（略）